

平成27年4月24日

消費者庁

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案についての意見 募集の結果について

消費者庁では、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案の概要を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集しました。

提出された御意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 意見募集の対象

- ・食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案の概要

2 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

平成27年3月10日（火）から同年4月9日（木）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

3 意見募集の結果

7通（10件）の御意見が提出されました。

提出された御意見と消費者庁の考え方は、別紙のとおりです。

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正案に対して提出された御意見に対する考え方について

意見の概要	件数	当庁の考え方
<p>食品表示法には、JAS法由来の食品衛生とは目的を異にする規定も盛り込まれています。消費者の経済的利益や選択権などの部分は、食品衛生法第22条の範囲を超えることから、指針の対象からは外れることを明示していただきたい。</p>	2	<p>当指針第三の一の1において、食品表示法のJAS法由来の部分が範囲に入らないことを明示しています。</p>
<p>食品衛生が対象とする範囲は、農畜水産物の生産後から消費者が消費するまで全てであり、これらフードチェーンに対する一体的な施策が食品の安全上重要であるというのが国際的な考え方です。今回、法改正により法律が分かれる形になってしまいましたが、依然として、食品衛生法、と畜場法、食鳥処理場法及び食品表示法が一体不可分の食品衛生施策であるということを、指針において明らかにしていただきたい。</p>	1	<p>改正後の当指針においても、都道府県等に対して、御指摘の法律に係る監視指導計画を作成することなどを求めることとしています。</p>

上記以外に7件の意見提出がありましたが、今回の改正案に直接関係ないものでしたので、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。